

平成23年3月10日

文部科学大臣 高木義明 殿

全国美術館会議

会長 青柳正規



美術品国家補償法案の早期成立に関する要望書

全国各地域の国公私立の美術館360館が加盟する全国美術館会議は、美術品国家補償制度の導入を、早くから関係省庁に訴えてまいりました。平成13年11月には、同制度の創設を求める要望書を、当時の文化庁長官および財務大臣に提出しております。また、昨年5月にも、川端達夫前文部科学大臣、菅直人前財務大臣、玉井日出夫前文化庁長官に「美術品国家補償制度の設立に関する要望書」を提出いたしました。

こうした要望をうけて、政府において美術品国家補償制度の創設に関する検討が行われ、昨年秋の第176回臨時国会に「展覧会における美術品損害の補償に関する法律案」が提出されるに至りました。ご尽力を賜りました皆様に、深く感謝の意を表します。

また、私たちは、国家補償制度の適用対象を美術館の国公私立の別によって限定することなく、可能な限り多くの優れた展覧会に適用される制度とするよう要望してまいりましたが、この要望に対する厚い配慮のもとに同法案が作られたことに関しましても、重ねて御礼申し上げます。

しかし、前臨時国会においては、同法案は衆議院文部科学委員会の修正案可決を経て、衆議院本会議を全会一致で通過しながら、参議院では審議が行われず、継続審議とされました。十年来要望を続け、ようやく国政の場で議論されるに至った制度の実現が、あと一歩というところで持ち越しとなつたことは、残念でなりません。

すでに多くの先進国で導入されている美術品国家補償制度が、一日も早く我が国にも創設されることを、私たちは強く願っております。世界の優れた芸術文化に触れる機会を国民に提供し、心豊かな社会の創造を推進するために、この制度は必要不可欠であると確信しております。

そのため、今通常国会において同法案の審議・採決が早急に行われるよう、格別なるご配慮をお願い申し上げます。

平成23年3月10日

文部科学副大臣 笹木竜三 殿

全国美術館会議

会長 青柳正規



美術品国家補償法案の早期成立に関する要望書

全国各地域の国公私立の美術館360館が加盟する全国美術館会議は、美術品国家補償制度の導入を、早くから関係省庁に訴えてまいりました。平成13年11月には、同制度の創設を求める要望書を、当時の文化庁長官および財務大臣に提出しております。また、昨年5月にも、川端達夫前文部科学大臣、菅直人前財務大臣、玉井日出夫前文化庁長官に「美術品国家補償制度の設立に関する要望書」を提出いたしました。

こうした要望をうけて、政府において美術品国家補償制度の創設に関する検討が行われ、昨年秋の第176回臨時国会に「展覧会における美術品損害の補償に関する法律案」が提出されるに至りました。ご尽力を賜りました皆様に、深く感謝の意を表します。

また、私たちは、国家補償制度の適用対象を美術館の国公私立の別によって限定することなく、可能な限り多くの優れた展覧会に適用される制度とするよう要望してまいりましたが、この要望に対する厚い配慮のもとに同法案が作られたことに関しましても、重ねて御礼申し上げます。

しかし、前臨時国会においては、同法案は衆議院文部科学委員会の修正案可決を経て、衆議院本会議を全会一致で通過しながら、参議院では審議が行われず、継続審議とされました。十年来要望を続け、ようやく国政の場で議論されるに至った制度の実現が、あと一步というところで持ち越しとなったことは、残念でなりません。

すでに多くの先進国で導入されている美術品国家補償制度が、一日も早く我が国にも創設されることを、私たちは強く願っております。世界の優れた芸術文化に触れる機会を国民に提供し、心豊かな社会の創造を推進するために、この制度は必要不可欠であると確信しております。

そのため、今通常国会において同法案の審議・採決が早急に行われるよう、格別なるご配慮をお願い申し上げます。

平成23年3月10日

文部科学副大臣 鈴木 寛 殿

全国美術館会議

会長 青柳 正規



美術品国家補償法案の早期成立に関する要望書

全国各地域の国公私立の美術館360館が加盟する全国美術館会議は、美術品国家補償制度の導入を、早くから関係省庁に訴えてまいりました。平成13年11月には、同制度の創設を求める要望書を、当時の文化庁長官および財務大臣に提出しております。また、昨年5月にも、川端達夫前文部科学大臣、菅直人前財務大臣、玉井日出夫前文化庁長官に「美術品国家補償制度の設立に関する要望書」を提出いたしました。

こうした要望をうけて、政府において美術品国家補償制度の創設に関する検討が行われ、昨年秋の第176回臨時国会に「展覧会における美術品損害の補償に関する法律案」が提出されるに至りました。ご尽力を賜りました皆様に、深く感謝の意を表します。

また、私たちは、国家補償制度の適用対象を美術館の国公私立の別によって限定することなく、可能な限り多くの優れた展覧会に適用される制度とするよう要望してまいりましたが、この要望に対する厚い配慮のもとに同法案が作られたことに関しましても、重ねて御礼申し上げます。

しかし、前臨時国会においては、同法案は衆議院文部科学委員会の修正案可決を経て、衆議院本会議を全会一致で通過しながら、参議院では審議が行われず、継続審議とされました。十年来要望を続け、ようやく国政の場で議論されるに至った制度の実現が、あと一步というところで持ち越しとなつたことは、残念でなりません。

すでに多くの先進国で導入されている美術品国家補償制度が、一日も早く我が国にも創設されることを、私たちは強く願っております。世界の優れた芸術文化に触れる機会を国民に提供し、心豊かな社会の創造を推進するために、この制度は必要不可欠であると確信しております。

そのため、今通常国会において同法案の審議・採決が早急に行われるよう、格別なるご配慮をお願い申し上げます。

平成23年3月10日

文部科学大臣政務官 笠 浩 史 殿

全国美術館会議

会長 青柳正規



美術品国家補償法案の早期成立に関する要望書

全国各地域の国公私立の美術館360館が加盟する全国美術館会議は、美術品国家補償制度の導入を、早くから関係省庁に訴えてまいりました。平成13年11月には、同制度の創設を求める要望書を、当時の文化庁長官および財務大臣に提出しております。また、昨年5月にも、川端達夫前文部科学大臣、菅直人前財務大臣、玉井日出夫前文化庁長官に「美術品国家補償制度の設立に関する要望書」を提出いたしました。

こうした要望をうけて、政府において美術品国家補償制度の創設に関する検討が行われ、昨年秋の第176回臨時国会に「展覧会における美術品損害の補償に関する法律案」が提出されるに至りました。ご尽力を賜りました皆様に、深く感謝の意を表します。

また、私たちは、国家補償制度の適用対象を美術館の国公私立の別によって限定することなく、可能な限り多くの優れた展覧会に適用される制度とするよう要望してまいりましたが、この要望に対する厚い配慮のもとに同法案が作られたことに関しましても、重ねて御礼申し上げます。

しかし、前臨時国会においては、同法案は衆議院文部科学委員会の修正案可決を経て、衆議院本会議を全会一致で通過しながら、参議院では審議が行われず、継続審議とされました。十年来要望を続け、ようやく国政の場で議論されるに至った制度の実現が、あと一步というところで持ち越しとなつたことは、残念でなりません。

すでに多くの先進国で導入されている美術品国家補償制度が、一日も早く我が国にも創設されることを、私たちは強く願っております。世界の優れた芸術文化に触れる機会を国民に提供し、心豊かな社会の創造を推進するために、この制度は必要不可欠であると確信しております。

そのため、今通常国会において同法案の審議・採決が早急に行われるよう、格別なるご配慮をお願い申し上げます。

成23年3月10日

文部科学大臣政務官 林 久美子 殿

全国美術館会議

会長 青柳正規



美術品国家補償法案の早期成立に関する要望書

全国各地域の国公私立の美術館360館が加盟する全国美術館会議は、美術品国家補償制度の導入を、早くから関係省庁に訴えてまいりました。平成13年11月には、同制度の創設を求める要望書を、当時の文化庁長官および財務大臣に提出しております。また、昨年5月にも、川端達夫前文部科学大臣、菅直人前財務大臣、玉井日出夫前文化庁長官に「美術品国家補償制度の設立に関する要望書」を提出いたしました。

こうした要望をうけて、政府において美術品国家補償制度の創設に関する検討が行われ、昨年秋の第176回臨時国会に「展覧会における美術品損害の補償に関する法律案」が提出されるに至りました。ご尽力を賜りました皆様に、深く感謝の意を表します。

また、私たちは、国家補償制度の適用対象を美術館の国公私立の別によって限定することなく、可能な限り多くの優れた展覧会に適用される制度とするよう要望してまいりましたが、この要望に対する厚い配慮のもとに同法案が作られたことに関しましても、重ねて御礼申し上げます。

しかし、前臨時国会においては、同法案は衆議院文部科学委員会の修正案可決を経て、衆議院本会議を全会一致で通過しながら、参議院では審議が行われず、継続審議とされました。十年来要望を続け、ようやく国政の場で議論されるに至った制度の実現が、あと一步というところで持ち越しとなつたことは、残念でなりません。

すでに多くの先進国で導入されている美術品国家補償制度が、一日も早く我が国にも創設されることを、私たちは強く願っております。世界の優れた芸術文化に触れる機会を国民に提供し、心豊かな社会の創造を推進するために、この制度は必要不可欠であると確信しております。

そのため、今通常国会において同法案の審議・採決が早急に行われるよう、格別なるご配慮をお願い申し上げます。

平成23年3月10日

文化庁長官 近藤誠一殿

全国美術館会議

会長 青柳正規



美術品国家補償法案の早期成立に関する要望書

全国各地域の国公私立の美術館360館が加盟する全国美術館会議は、美術品国家補償制度の導入を、早くから関係省庁に訴えてまいりました。平成13年11月には、同制度の創設を求める要望書を、当時の文化庁長官および財務大臣に提出しております。また、昨年5月にも、川端達夫前文部科学大臣、菅直人前財務大臣、玉井日出夫前文化庁長官に「美術品国家補償制度の設立に関する要望書」を提出いたしました。

こうした要望をうけて、政府において美術品国家補償制度の創設に関する検討が行われ、昨年秋の第176回臨時国会に「展覧会における美術品損害の補償に関する法律案」が提出されるに至りました。ご尽力を賜りました皆様に、深く感謝の意を表します。

また、私たちは、国家補償制度の適用対象を美術館の国公私立の別によって限定することなく、可能な限り多くの優れた展覧会に適用される制度とするよう要望してまいりましたが、この要望に対する厚い配慮のもとに同法案が作られたことに関しましても、重ねて御礼申し上げます。

しかし、前臨時国会においては、同法案は衆議院文部科学委員会の修正案可決を経て、衆議院本会議を全会一致で通過しながら、参議院では審議が行われず、継続審議とされました。十年来要望を続け、ようやく国政の場で議論されるに至った制度の実現が、あと一步というところで持ち越しとなつたことは、残念でなりません。

すでに多くの先進国で導入されている美術品国家補償制度が、一日も早く我が国にも創設されることを、私たちは強く願っております。世界の優れた芸術文化に触れる機会を国民に提供し、心豊かな社会の創造を推進するために、この制度は必要不可欠であると確信しております。

そのため、今通常国会において同法案の審議・採決が早急に行われるよう、格別なるご配慮をお願い申し上げます。